



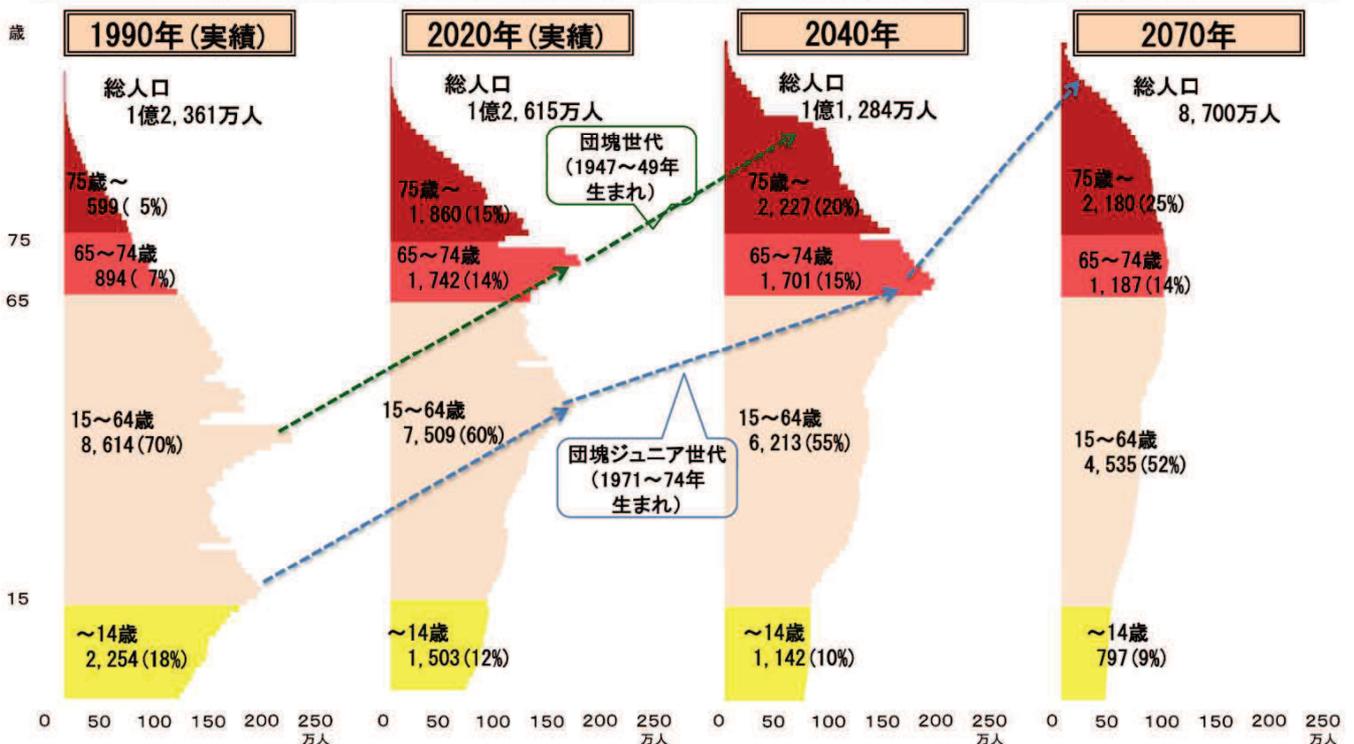
県が目指す認知症の人に優しい 地域支援体制づくり



佐賀県健康福祉部長寿社会課

日本の人口ピラミッドの変化

- 団塊のジュニア世代が65歳となる2040年には、65歳以上が全人口の35%となる。
- 2070年には、人口は8,700万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約39%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「出生中位(死亡中位)推計」

佐賀県の高齢者人口と高齢化率の推移



資料：2005～2020年の佐賀県人口・高齢化率「佐賀県推計人口（各年度10月1日現在）」等より
 全国の高齢化率及び2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」より

認知症及びMCI患者数と有病率の将来推計(全国)

※第2回認知症施策推進関係者会議資料(2024年5月8日開催)

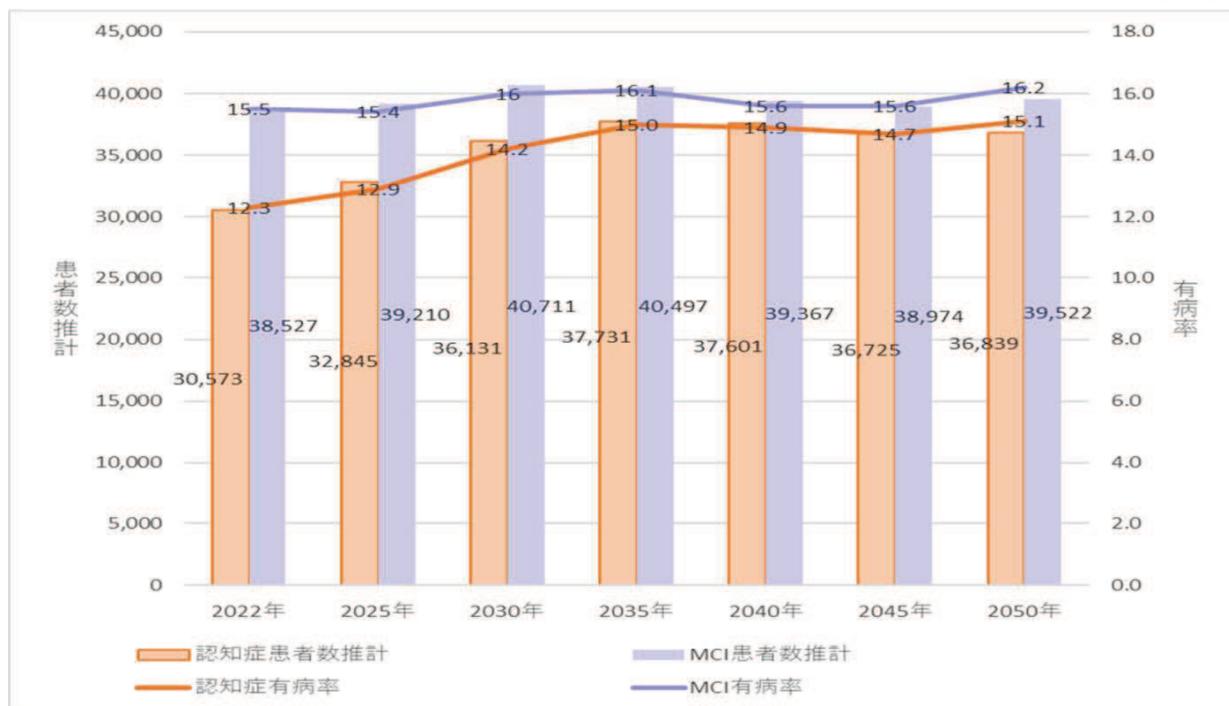
年	認知症		MCI	
	患者数の推計値 (95%CI) (万人)	有病率 (95%CI) (%)	患者数の推計値 (95%CI) (万人)	有病率 (95%CI) (%)
2022	443.2 (418.0-468.4)	12.3 (11.6-13.0)	558.5 (382.0-735.1)	15.5 (10.6-20.4)
2025	471.6 (443.3-500.0)	12.9 (12.1-13.7)	564.3 (487.0-641.5)	15.4 (13.3-17.6)
2030	523.1 (492.7-553.6)	14.2 (13.3-15.0)	593.1 (516.3-669.9)	16.0 (14.0-18.1)
2035	565.5 (533.5-597.5)	15.0 (14.1-15.8)	607.7 (530.6-684.7)	16.1 (14.1-18.1)
2040	584.2 (551.0-617.3)	14.9 (14.0-15.7)	612.8 (533.4-692.2)	15.6 (13.6-17.6)
2045	579.9 (546.7-613.2)	14.7 (13.9-15.5)	617.0 (536.2-697.9)	15.6 (13.6-17.7)
2050	586.6 (552.8-620.5)	15.1 (14.2-16.0)	631.2 (547.9-714.4)	16.2 (14.1-18.4)
2055	616.0 (580.9-651.0)	16.3 (15.4-17.2)	639.7 (558.0-721.4)	16.9 (14.8-19.1)
2060	645.1 (608.7-681.4)	17.7 (16.7-18.7)	632.2 (551.4-713.0)	17.4 (15.1-19.6)

CI: 信頼区間

- 2022年の4地域(久山町、中島町、中山町、海士町)から得られた認知症およびMCI者の性年齢階級別有病率が2025年以降も一定と仮定して推計した。
- 2025年以降の性年齢階級別人口分布の出典: 国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口: 性年齢階級別人口分布・出生中位(死亡中位)推計 (https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp)

佐賀県の認知症及びMCI患者数と有病率の推移

令和6年5月時点



※R6.5.8第2回認知症施策推進関係者会議資料(厚生労働省研究班)を基に作成

有病率: 認知症施策推進関係者会議資料

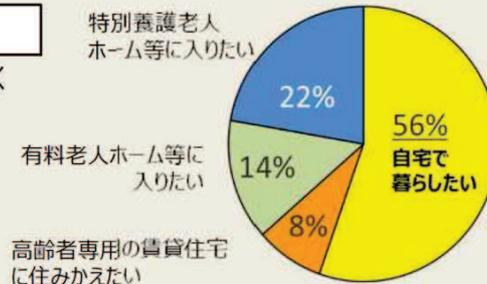
患者数推計: 有病率 × 佐賀県の65歳以上人口(国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口等)

高齢者本人の希望

○ 県内高齢者へのアンケート調査では、自分だけの力で普段の生活を営むことが難しくなった場合でも、引き続き、自宅等で暮らすことを希望される方が多くおられる。

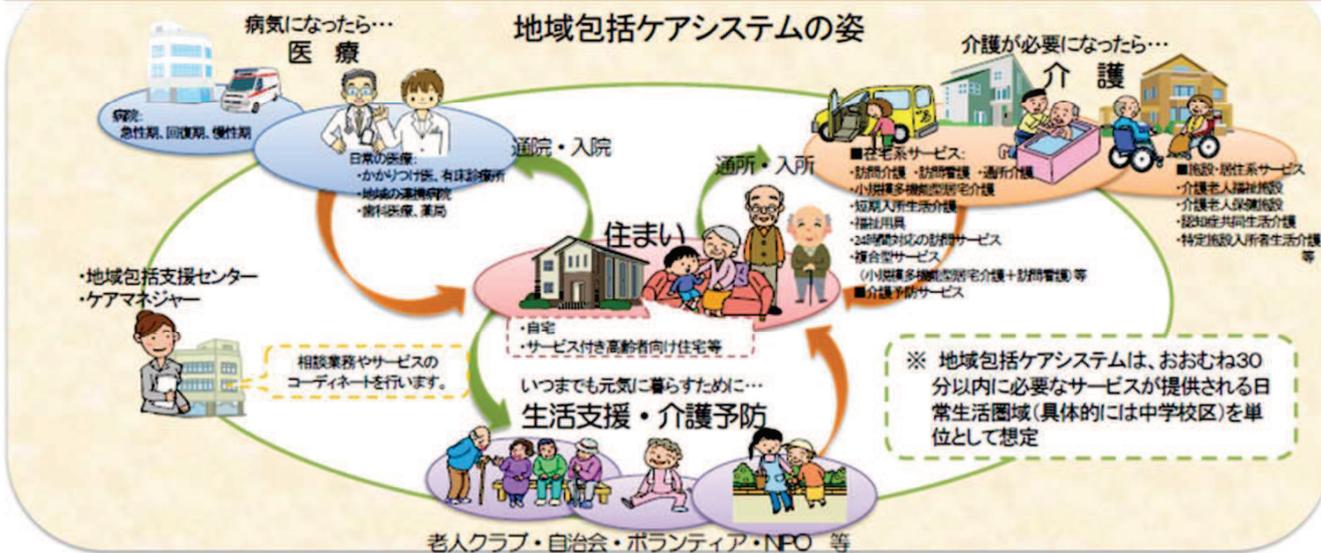
2022 (R4) 年度在宅介護実態調査

Q) 自分だけの力で普段の生活を営むことが難しくなる場合の住まいはどのように考えていますか
(N = 12,838人)



地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



※厚生労働省作成資料より抜粋

認知症施策推進大綱

令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定

基本的考え方

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

具体的な施策の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

認知症の人や家族の視点を重視

共生社会の実現を推進するための認知症基本法(概要) ①

令和5年法律第65号
令和5年6月14日成立、
同月16日公布
令和6年1月1日施行

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

→ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定(認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。)

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定(認知症の人及び家族等の意見を聴く。)(努力義務)

8

共生社会の実現を推進するための認知症基本法(概要) ②

5.基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
 - ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
 - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
 - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
 - ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
 - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
 - ・ 若年性認知症の人(65歳未満で認知症となった者)その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
 - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
 - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
 - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
 - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
 - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
 - ⑥【相談体制の整備及び孤立への対策】
 - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
 - ⑦【研究等の推進等】
 - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
 - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
 - ⑧【認知症の予防等】
 - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
 - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

9

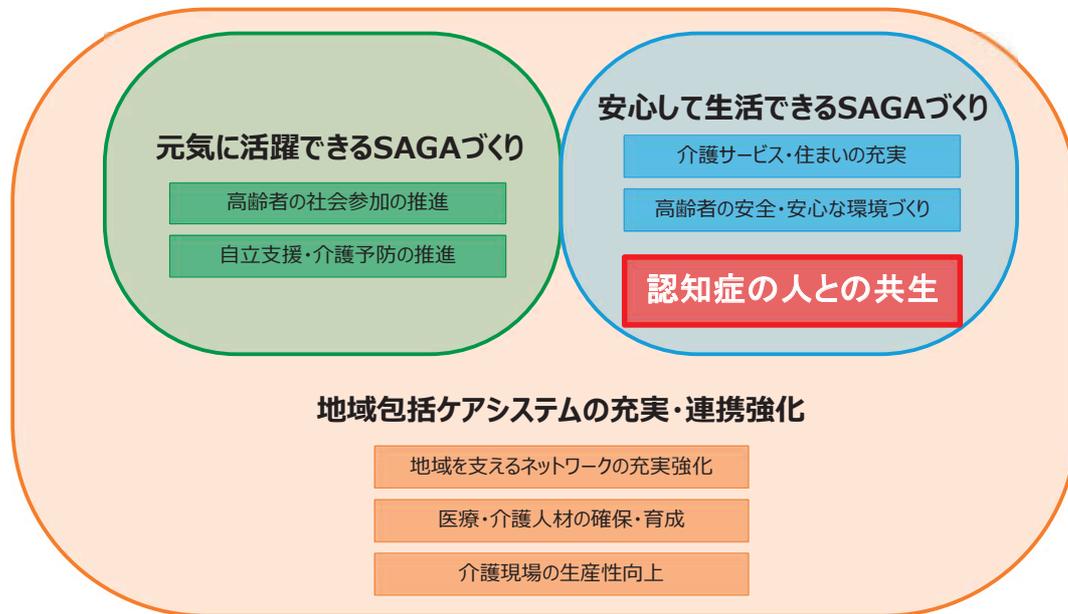
基本理念等の体系図

基本理念

県内の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活でき元気に活躍する明るく豊かな地域共生社会

基本目標

地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの推進



10

認知症の人との共生

(現状)

認知症の人の数は、高齢化の進展に伴い、2025(R7)年には65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。

認知症に対するイメージとして、約4割の人が「認知症になると、身の周りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要になる」と考えています。(令和元年度内閣府「認知症に関する世論調査」)

(課題)

認知症は誰もがなりうるものであるということを広く県民に知ってもらい、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう取組を進める必要があります。

(取組の方向性)

2023(R5)年度に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念を踏まえ、国が2019(R1)年度に策定した認知症施策推進大綱に沿って、認知症についての正しい理解を促進し、認知症の人やその家族の意見も踏まえた認知症施策を進めます。

地域ごとに認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」)の構築を支援します。

- 認知症の正しい知識の普及啓発
- 認知症予防・早期発見・早期対応
- 医療と介護分野の認知症対応力の向上と連携強化
- 認知症地域支援連携体制の強化
- 若年性認知症施策の推進

11

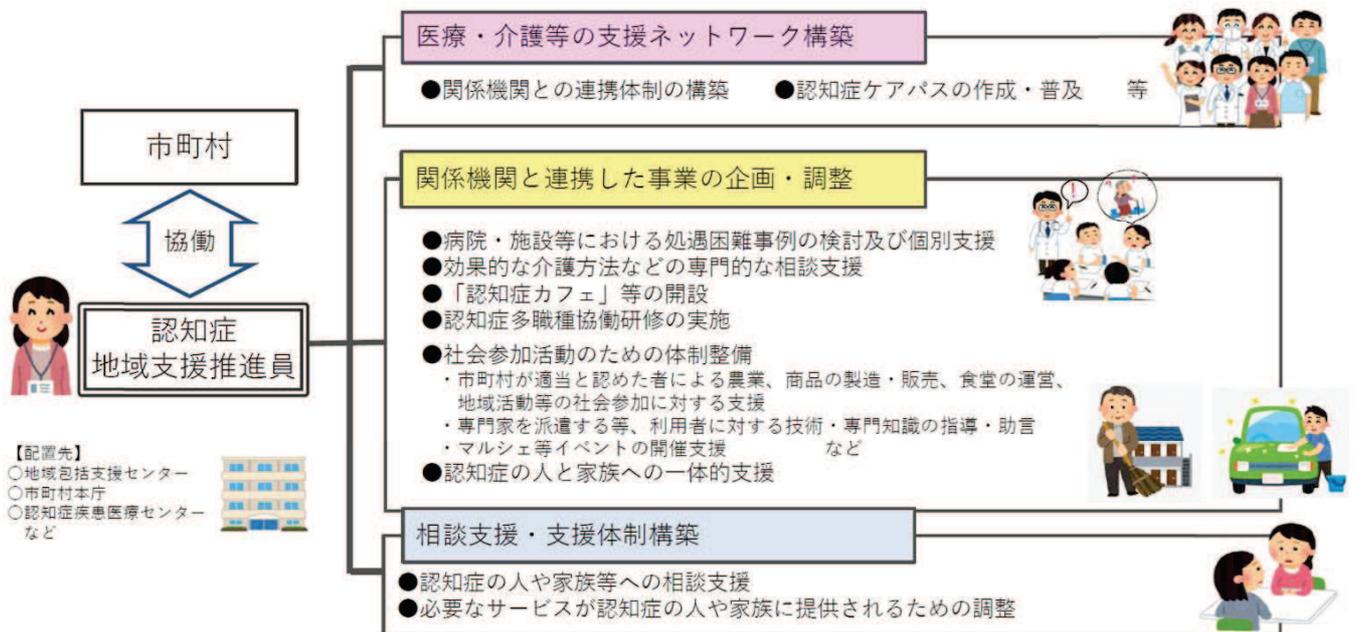
佐賀県の認知症施策の全体像



12

地域で頼りになる認知症地域支援推進員

連携の要役となり、認知症施策を推進する存在
 「認知症の人が、自分らしく暮らし続けられる社会」の実現を目指し、多種多様な人・場・事業等を「つないで」、「地域のよい環境を創りだしていく」大切な存在



厚生労働省資料より(令和6年度)

13

認知症の人や家族に対する相談支援体制の充実強化

○認知症コールセンター

[目的]

多岐にわたる認知症の人と家族が抱える悩みに対応するため、電話相談窓口として「佐賀県認知症コールセンター」を開設し、相談に応じるとともに、介護者の孤立化を防ぐ。

[相談実績]

平成28年度	84件
平成29年度	126件
平成30年度	131件
令和元年度	63件
令和2年度	77件
令和3年度	93件
令和4年度	102件
令和5年度	113件
令和6年度	125件

[相談内容]

<事例1>

認知症治療薬内服中の70歳代の夫。外出先で自分の居所がわからなくなることが増えた。介護サービスの利用を考えているが、手続きがわからない。

<事例2>

60歳代前半の夫。数年前から仕事でミスを指摘されることが多くなった。その後、早期退職。最近は物忘れがひどくなり、会話が成り立たないことが増えた。どこを受診したらよいか、また、嫌がる本人をどうやって連れて行けばよいか教えてほしい。

<事例3>

数年前から認知症症状が出現しサービス利用中の実家の母。物盗られ妄想が激しくなり、毎日連絡が入る。同居家族は困って叱りつけている。どう対応したらよいか悩んでいる。

対応

- ・ 助言
- ・ 専門医療機関の紹介
- ・ 地域包括支援センターへの紹介
- ・ 家族交流会等への勧奨



14

若年性認知症に対する支援の推進

若年性認知症の人・その家族の主な声

(本人)
仕事を続けることができるか心配…



(本人・家族)
子供の学費や住宅ローンはどうしよう…

(本人・家族)
どこの病院を受診したらいいのかわからない

(家族)
親の介護と重なると負担が大きい…

- ・ 医療や介護のことだけでなく、社会保障制度に関する情報を伝えてもらうことが大切。だからこそ一緒に考えて、一緒に声を聞いてもらったり、一緒に動いてくれるという総合的なコーディネートを行える人が必要。
- ・ 本人の将来に対する不安についてカウンセリングなど本人や家族の精神的な面においてもケアしてほしい。

課題

- ・ 市町では人数が少なく、対策が遅れがち
- ・ 就労や子育てなど高齢者とは違う課題があり、介護サービスだけでは解決できない



佐賀県若年性認知症支援センター 相談は無料です

電話番号：**0952-37-8545**

相談時間：月曜日～金曜日 10時～16時（祝日・年末年始は除く）

相談方法：電話相談、来所相談（要予約）、訪問相談（要予約）

住 所：佐賀市神野東2丁目6-1

（佐賀県在宅生活サポートセンター内）

※本人や家族だけでなく、医療福祉関係者や勤務先担当者の相談も可能です。

[相談実績]

令和4年度(28人)
・電話相談 178件
・訪問相談 66件
・会議・カンファレンス 67件

令和5年度(55人)
・電話相談 302件
・訪問相談 150件
・来所相談 11件
・会議・カンファレンス 77件

令和6年度(77人)
・電話相談 466件
・訪問相談 274件
・来所相談 19件
・会議・カンファレンス 61件

15

チームオレンジとは？

◆「チームオレンジ」とは

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター（※）を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

（※）認知症地域支援推進員を活用しても可

【事業名】認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（地域支援事業交付金）

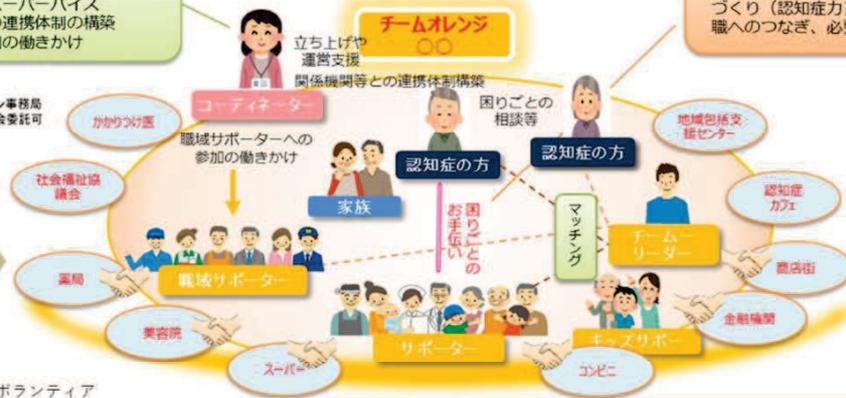
【認知症施策推進大綱：KPI/目標】2025（令和7）年

・全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備

- ・仕組みづくりに関する検討会の開催
- ・チームの立ち上げ支援
- ・チームの運営に対するスーパーバイズ
- ・地域の企業や事業者との連携体制の構築
- ・職域サポーターへの参加の働きかけ

見守り・声かけ、話し相手、外出支援、ボランティア訪問等、孤立しないための関係づくり（認知症カフェの同行・運営参加）、専門職へのつなぎ、必要な窓口の紹介等

【ステップアップ実施主体】
●市町村認知症サポーターキャラバン事務局
●市町村キャラバン・メイト連絡協議会委託可
【ステップアップ研修】



※チームオレンジによる支援はボランティアで行うことが望ましい。（地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保のためのボランティアポイントの仕組みの活用も可能）

チームオレンジ三つの基本

- ①ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。
- ②認知症の方もチームの一員として参加している。（認知症の人の社会参加）
- ③認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる

認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

認知症本人大使（さが認知症すまいるリーダー）

認知症になっても、希望と尊厳をもって前向きに暮らすことができる社会を実現するために、認知症の人が自らの言葉で語り、発信することで、県民の認知症に関する理解を深め、認知症になっても安心して生活できる佐賀県を目指す。

【さが認知症すまいるリーダー】 ※令和6年9月21日 2名任命
（活動内容）

- ・県が行う認知症普及啓発活動への参加・協力
- ・認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバンメイトへの協力
- ・佐賀県の認知症施策に対する提案・助言 等



この冊子はコチラからダウンロードできます

認知症の私から
伝えたい
メッセージ

認知症の当事者に
聞きました

「認知症の本人大使の声を聴いた！
【さが認知症すまいるリーダー】 吉富 義博さん
定年退職後、62歳で佐賀県に帰郷。その後、認知症の症状を自覚し診断を受けるが、「働くことへの想いをより一層強める。現在はデイサービスで有償ボランティアとして働き、生きがいを感じながら講演活動や交流会などを通して認知症の理解を広めている。」



認知症でも、できることはあると信じている。

定年退職後、62歳でふるさと佐賀に帰ってきました。佐賀に帰ってから仕事をしていますが、70歳を目前にして物を探せなかったり、会話についていけなかったりして、自分でも「おかしいな」と思いました。近所の病院を受診すると認知症と診断。それでも仕事が楽しくて、各所に相談に行きましたが、認知症でもできる仕事はありませんでした。なんだか、役割がないと言われていたようでショックでした。



どんなときも自分らしく働き、
役立てる場があれば、前向きに生きていける。

「認知症の本人大使の声を聴いた！
【さが認知症すまいるリーダー】 右近 守さん
4歳の時に長崎で結婚。高校卒業後、長崎労働基準局長に勤務し、旧労働省勤務などを終り最後は佐賀労働基準監督署長を務める。現在は認知症と向き合いながら、病後体験の語り継ぎやさが認知症すまいるリーダーとして活動。2021年、瑞宝双光章を受賞。」



今と向き合いながら、自分の役割を果たしたい。

定年後、民間企業に再就職し、80歳まで働きました。その後、物忘れが増え、病院で認知症と診断。最初は受け入れられず、外出も控えがちでしたが、新たな人との出会いが私に再び光をくれたように感じます。ウォーキング中、いつも見ていたシロサギの姿がなく、調べるまで驚きと知りませんでした。今でも新しい知識に出会えることが生きがいです。毎朝、新聞をすべて読み、わからないことはネットで検索。好奇心は尽きません。



新たな出会いと学びを生きる力にして、
平和への願いをこれからも続けていく。



佐賀県と佐賀バルナーズのコラボ企画

①認知症本人ミーティング

これまで認知症当事者のみで行われてきた認知症本人ミーティングを広く開放し、佐賀バルナーズ選手・学生・県民が参加することで、当事者の思いを直接社会に届ける

②応援グッズ制作

応援グッズを制作し、佐賀バルナーズを応援する活動を通じて、当事者は“支えられる存在”から“支える存在”へ役割を広げ、生きがいや社会参加の機会を創出する

③試合観戦

②の応援グッズを持ち、プレシーズンマッチを観戦

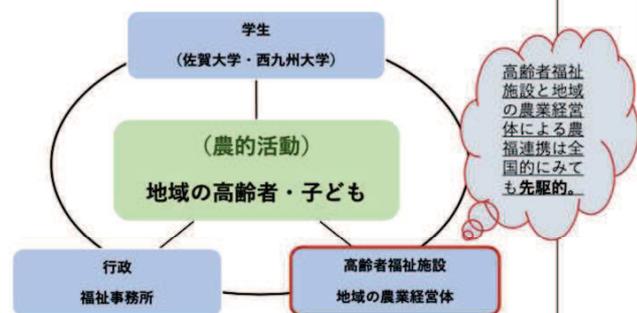
- ・外出の機会、公共交通機関の利用
- ・普段入れないアリーナへの入場
- ・生のスポーツ観戦
- ・同じ仲間たちとの交流、社会参加
- ・応援を通じた役割の創出



農とつながるコウフクキャンパス

本研究（目的・取り組み・将来期待される姿）

■目的：学生のアイデアと主体的活動にもとづく「農」的活動を基盤にした地域における世代間交流機会形成の可能性を検討



▶目標：①高齢者の心身の健康増進と生きがいの創出，②子どもの居場所づくりと健全育成

■取り組み（スケジュール）：

- ①関係者合同企画会議（R7年6月中）
- ②高齢者福祉施設及び利用者の現況視察（7月）
- ③活動の地域広報及び活動実施（夏休み～11月）
- ④活動成果評価のためのデータ収集・分析（12月）
- ⑤最終報告書作成・発表（R8年1～2月）

■将来期待される姿（提案） 農福連携の裾野拡大



ノウフクレンケイ 安心して健康で、誰もが生きがいを感じられる地域社会のインフラへ

認知症月間の取組

県立図書館での
展示



オレンジ
ライトアップ



ユースキャラバン
養成講座
(9月4日)



認知症シンポジウム
当事者からのメッセージ～聴いていますか?本人の声～



認知症シンポジウム
(9月27日)

認知症地域支援体制づくり人材養成事業

【目標】

- ① 地域の認知症介護力向上のため、各介護サービス事業所の認知症に係る地域支援の拠点施設としての機能強化
- ② 介護サービス事業所と市町認知症施策担当者や認知症地域支援推進員を結びつけることにより活動活性化の推進

介護事業所

- 認知症介護の地域拠点機能
- 地域との交流、地域資源のコーディネート



認知症の人を支える強い地域づくりを行える介護事業所へ

- 地域との連携・地域資源のコーディネート
- 事業所内での認知症ケアの質の向上
- 認知症の方の介護ノウハウの地域への提供・地域福祉の拠点化(認知症の相談窓口、住民向け研修の講師等)

～認知症地域支援体制づくり人材養成事業～

1. 佐賀県内の介護保険施設・事業所の管理者等を対象に、
2. 地域連携に関する研修を開催するとともに、
3. 地域包括支援センター職員等とのマッチングを行い
4. 地域連携のための顔の見える体制づくりを支援する
5. ACPの基本的な内容について理解する

主役は認知症の人
ゴールは認知症の人に優しい地域づくり

専門家や
周りの人の
サポート

